

議案第142号

上越市大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館条例の一部改正について

上越市大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館条例の一部を改正する条例

上越市大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館条例（平成16年上越市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第10条各号を次のように改める。

(1) 浴場、トレーニング室、大広間及び和室 次のとおりとする。

ア 11月1日から翌年3月31日まで 午前10時から午後8時まで

イ 4月1日から10月31日まで 午前10時から午後9時まで

(2) プール 次のとおりとする。

ア 平日 午後1時から午後6時まで

イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） 午前10時から午後6時まで

(3) 食堂 午前11時から午後2時まで及び午後5時から午後8時まで

第11条第1号中「火曜日」を「水曜日」に改め、同号ただし書中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する」を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第15条関係）

(1) 浴場及びプールの利用料金

区分	単位	上限額		
		中学生以上	小学生	未就学児
浴場	1人1回	1,050円	350円	100円
		1,050円	630円	630円
		1,900円	890円	660円

備考

1 3歳未満の乳幼児の利用料金は、無料とする。

2 この表に定める額は、税を含む額とする。

(2) 和室及びトレーニング室の利用料金

区分	単位	上限額
トレーニング室	1時間	2,100円
和室	1室	2,600円
	2室をつなげて一体的に利用する場合	3,900円
	3室をつなげて一体的に利用する場合	6,500円

備考

- 利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- この表に定める額は、税を含む額とする。

別表第2（第15条関係）

区分	期間	浴場及びプールの定期利用券の上限額	浴場の定期利用券の上限額
中学生以上	1月	21,600円	15,200円
	3月	48,600円	33,160円
小学生以下	1月	12,640円	

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

別表第3（第15条関係）

区分	単位	回数利用券の上限額
浴場	10枚つづり	9,550円
プール		9,450円
浴場及びプール		17,200円

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の第10条、第11条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。
- 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後に発行する定期利用券及び回数利用券について適用し、施行日前に発行された定期利用券及び回数利用券については、なお従前の例による。